



2022年4月19日

各 位

会社名 株式会社竹内製作所
代表者名 代表取締役社長 竹内 敏也
(コード：6432 東証プライム)
問合せ先 取締役経営管理部長兼総務部長 小林 修
(TEL 0268-81-1200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月25日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="279 212 774 291"><u>に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="430 302 510 336">(新設)</p> <p data-bbox="167 728 223 761">附則</p> <p data-bbox="430 772 510 806">(新設)</p>	<p data-bbox="813 302 1053 336"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="805 347 1428 481"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="861 492 1428 716"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="805 728 861 761">附則</p> <p data-bbox="813 772 1388 806"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="821 817 1428 1052"><u>3. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="821 1064 1428 1288"><u>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="821 1299 1428 1478"><u>5. 本附則 3 乃至 5 は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 5 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 25 日（予定）

以上